

近世後期南紀における貨幣流通

岩 橋 勝

1 はじめに——問題の所在——

近世の西日本において、一見銀遣いと見まがう銭匁遣いは、銀遣いの中心地である大坂から隔たった九州（薩摩藩領を除く）や中国西部（主として防長二国）、四国西部（伊予・土佐二国）で広範に確認できる。これら西南日本地域はそれぞれの地が、大坂・京都などとの隔地間取引の際はともかくとして、地域内での取引では上方の影響を受けないで、独自の貨幣流通のスタイルを確立していたことを物語っている。

ところがおなじ西日本で大坂に近接した播州では、とても例外的とは思えない頻度で銭匁遣いが18世紀末から幕末期まで行われていた¹⁾。おなじ山陽路に面しながら、大坂に対してより遠隔地にある広島藩領や岡山藩領ではまったく銭匁遣いはなかったのに、なぜ播州で行われるようになったのか、その要因を探ることは残されたままであった。とはいえたれども、播州地方に残存する貨幣流通関係史料から、この地域の銭匁遣いの、いわゆる西南日本地域と対比した際の特徴をつぎのように概括することができた。
①銭1匁の内実量、すなわち銭匁の実体は固定されておらず、時々の銀銭相場に従って変動していた。
②都市・町場だけでなく、農村部においても銭匁遣いに並行して銀匁遣いがあり、その状況に即応するように、銀匁札と並んで銭匁札がともに広範に流通していた。
③播州内の銭匁遣いは一様でなかった。竜野藩（5万石）や小野藩（1万石）などの

1) 岩橋勝「播州における銭匁札流通」（近畿大学『商経学叢』79号、1984），および同「播州における銭匁遣い」（『松山商科大学60周年記念論文集』1984）。

姫路（15万石）・明石藩（8万石）ほどは大きくない藩領や、旗本領および関東諸藩の飛地など、いわゆる非領国的地方で銭匁遣いが多く見られた。逆言すれば領国的性格の強い姫路藩・明石藩領で銭匁遣い例を見出すことはまれであった。

「銭遣い経済圏」²⁾析出の一つの指標ともいえる銭匁遣いが、あきらかに銀遣いと見られる地域で多用されていた事実をどのように解釈すればよいか。近世後期の西南日本を中心に広範に見られる銭匁遣いの本質を探るうえでも、このような銀遣い地域での銭匁遣いを分析することは有用である。本稿は、播州と同じように大坂に近接しながら、銀遣いに並行して銭匁遣いが多用されていた南紀・田辺地方を中心に観察し、近世後期貨幣流通の実態に接近するものである。

紀州における銭匁遣いは、もともと本研究の出発点である銭札流通の全国的観察を行った際に目にとまっていたものである。³⁾すなわち、荒木豊三郎編『お札』は高野山大徳院御貸附所発行の「銭1匁札」が多種出回っていたことを示している。⁴⁾しかし、これらの札の引請人は大坂・兵庫・播州加東郡（出張所）などの出入り商人と見られ、しかも『紀州紙幣史の研究』によればこれら大徳院札についての主たる写真が掲示されている⁵⁾が、「銭1匁札」は1例のみで、大半は「銀1匁札」であった。つまり、高野山札から周辺地域が銭匁遣いであるという確証を得るのはきわめて困難であったのである。ところが、1996年に刊行された『田辺市史』第6巻近世史料編は随所に銭匁勘定の記録を含んでおり、意外にも南紀地方で銭匁遣いが盛行していたらしいことがあきらかとなった。本稿は紀州全体の貨幣流通実態の把握に留意しながら、田辺地方の銭匁遣い関

2) 「銭遣い経済圏」の定義については岩橋勝「徳川後期の『銭遣い』について」（『三田学会雑誌』73巻3号、1980），および同「近世後期金融取引の基準貨幣—豊後日田千原家史料を中心として—」（『松山大学論集』11巻1号、1999，とくに2-3頁）を参照されたい。

3) 前掲、岩橋勝「徳川後期の『銭遣い』について」。

4) 荒木豊三郎（三郎兵衛）編『お札』（改訂版）1968，私家本，382-4頁。

5) 紀州古泉会編『紀州紙幣史の研究』1985，三重県郷土資料刊行会刊，742頁。なお、この写真によれば、同札は文久3年発行、札元は「大阪（ママ）日本橋二丁目近江屋吉兵衛、ウエダ九良兵衛」，小替所が「播州加東（郡）コウタカ国屋伊八郎」他となっており、高野山領播州飛地で流通したものではないかと思われる。

係史料の検索・収集を実施した、いわばその暫定的な調査報告である。

2 紀州における貨幣流通の分布

はじめに紀州地方の貨幣流通の模様を鳥瞰しておこう。その方法として一連の本研究で踏襲してきた、売券および借用証文でどの貨幣を基準貨幣としていたか(このことは即、授受された貨幣の種類をも示すものではない)という状況を中心に観察することとする。

和歌山県立文書館に収蔵されている、比較的数量のまとまった売券や借用証文を調査⁶⁾したところ、多くの県内地域の基準貨幣は、近世前期は米ないし銀貨、中期以降は銀貨であった。すなわち、まず15世紀後半から幕末期まで、もつとも長期にわたって約250通の土地売券が残存する那賀郡荒見村(現粉河町)北(喜多)家の場合を見よう。ここでは寛正2年(1461)から天文11年(1542)までの中世売券7通も含まれていて、それらはすべて銭建て(直銭)であった。約半世紀の空白を経て、慶長3年(1598)以降近世の動向をほぼまんべんなく知ることができ、元和4年(1618)までの6件は1件(銀)を除きすべて米建てであった。ところが同7年(1621)以降、銀建てに転じた後は、近世前・中期はもとより、19世紀30年代に至るすべてが銀建てで推移した。天保11年(1840)、はじめて金建てが現れ、銭建てもその2年前と、さらにさかのぼって寛政12年(1800)に現れるが、いずれも「銭匁」ではなく、「貫文」であった。この後金建てが若干目につくようになるが、慶応末年まで主流は銀建てであった。紀ノ川沿岸にあって、高野詣での際の和歌山と九度山のほぼ中央に位置するこの村では、中世より近世移行期にこそ一時的な「米遣い」が見られるものの、古い時代より貨幣経済が展開していたことがうかがわれる。そして、土地取引にあたって、銭遣いはほとんどなかつたことも判明する。

6) 以下、本節で注記のない史料はすべて和歌山県立文書館架蔵になるものである。

つぎに、日高郡中津川村（現川辺町）岡家の場合を見ると、正徳以降明治初年に至る期間、約200通余の売券（例外的に宝永2年、銀札建て1件あり）があり、うち天明頃に至る23件はすべて米建てであった。寛政・享和期（1789-1803）が残存しないが、銀建て売券の初発例は文化元年（1804）である。以降、19世紀に米建て売券はわずか3例を見るのみで、慶応期の金建て1件を除くすべては銀建てであった。19世紀の売券のみで少なくとも150件以上あり、銭建て証文は「貫文」表示も含めてまったく残存していない。日高川下流域の山間部に位置するこの村では、18世紀にいたるまで貨幣経済がほとんど浸透せず、19世紀に入ってようやく銀建て取引が展開するようになったことがわかる。

また、かならずしも長期にわたる史料群ではないが、海部郡木本村（現和歌山市）高橋家文書には享和期（1801～）より文久期（～1863）にいたる19世紀の売券および借用証文が57通ある。うち20通ある売券はすべて銀建てであり、残りの貸借証文も大半が銀建てであった。金貨表示の証文があっても「代銀」の但し書きがあり、授受された貨幣が金貨であっても貸借の基準貨幣が銀貨であったことを示している⁷⁾。このほか同家文書には、借用証文を取り交わした際の控え簿である「手形入控帳」類が文化一万延期（1804-60）にわたって40冊ほど残っているが、ここでも90%以上は銀建てであった。銭建てでの取引が1割近く記録されているが、すべて貫文表示であり、しかも銀建てよりも小額でのケースが多く、「代銀」に換算された。典型的な銀遣いの地域といってよいだろう。

和歌山城下に近接する沿海部農村の例として、海部郡梅田村（現海草郡下津町）中尾家文書のうちの田畠売買・貸借関係史料を見てみよう。延宝7年（1679）から幕末期まで70通が残存するが、当初より銀建てであって、米建てはまったくない。どちらかといえば天保—安政期により集中しているとはいえ、どの期も

7) 一般的には、証文のはじめに記載された金額が取引の基準貨幣であるが、ここにおけるケースのように基準貨幣が金貨で授受された貨幣が銀貨であるとは、丁銀が減少していた当時、ありようもなかつたであろう。

ほぼまんべんなく利用でき、享和3年(1803)の山林譲り証文ではじめて銭(貫文)建てを見るが、大半は銀建てである。明治期に入り、銀目廃止のためすべて銭(貫文)建てとなるが、取引額の但し書きとして銀目が添え書きされる場合もある。近世においてこの地域で銀遣いが強固であった証左となる⁸⁾。

そのほか日高郡以北の紀州各地で断片的な売券・借用証文を見るかぎり、銭建てが優位である事例は見出せず、くわえて銭匁遣いの事例は皆無であった。ところが、やや南下して牟婁郡内の売券類を調べていくと、銭匁遣いがかならずしも例外的でなく使用されていることが判明した。次節以下でその詳細を紹介しよう。

3 南紀における銭匁遣いの始期と分布

南紀牟婁郡では銭匁建ての売券・借用証文を多く見ることができるのが、郡内の地域や時期により一様ではない。その状況を、史料を家別に見ることによりはじめに概観しておこう⁹⁾。

和歌山藩の付家老、安藤氏の城下である田辺町から会津川を北北東に約2里半遡った、山間部に位置する秋津川村の坂本家には安永4年(1775)以降の6通の売券が残されている。そのうち、文政2年(1819)12月、村内の兵之介が儀平に「下山田15歩」(高2升5合)の農地を「銭48匁8分」で売り渡した証文がある。ただし、嘉永期にいたる他の売券はすべて銀建てであって、この地域

8) 和歌山県立文書館架蔵、中尾家文書、安政2年5月「日掛銭受渡帳 い組 梅田村」によれば、正月より月ごとの集銭額が、大の月は480文、小の月は464文となっていたが、4月は4匁6分4厘、5月は4匁8分というように、銭匁建て記載に転じ、同4年8月まで33か月の合計も148匁1分4厘と銭匁で示されている。この帳簿に続く、安政4年9月「日銭掛請取帳 い組」では冒頭より、(9月分)3匁6分、(10月小)3匁1分9厘というように、銭匁で記載してある。次節で述べるように、紀州地方では田辺藩領以外に銭匁遣いを確認することが困難であるが、本藩和歌山城下に近いこの地でこのような事例が見られるのはおおいに注目される。

9) 以下、とくに断らない史料はすべて田辺市史編纂室が同市史編纂のために収集した史料を閲覧利用したものである。その際、同室主査の藤井寿一氏に格別の便宜をいただいた。ここで謝意を表したい。

が19世紀に入って錢匁遣いに転換したようには見えず、むしろ兵之介売券が例外的なように見える。

現田辺市の南東に隣接する町である『上富田町史』史料編上(1995)は、文政元年(1818)生馬谷村「諸御用留帳」を紹介し、この中で同元・2年の売券および借用証文の控え記録もある。そこで基準貨幣は錢匁建てが5件含まれており、銀建て、米建てと混在している(pp. 152-165)。また、同町内の岡村文書によれば、文化12年(1815)に村内松林等利用権を競り落とした記録があり、いずれも錢匁建てであった(p. 309)。この地域では秋津川村と異なって、錢匁遣いは例外的ではなかったことがわかる。

この町内を貫通する富田川を4里ほど遡った、現中辺路町域にある温川村東家の売券が16件残存しているが、慶安4年(1651)より天保期までに関するかぎりすべて米建てか銀建てであり、錢匁建ては万延元年(1860)のみである(『中辺路町誌』史料、1992年、pp. 683-701)。借用証文は幕末期に7件見ることができると、1件の銀建て以外はすべて金建てであった。

ところが、同『町誌』によれば、おなじ地域でも内井川村や沢村では天保以降、錢匁建てが一般化した(後掲付表3参照)。すなわち、能城家には文化2年(1805)より慶応4年(1868)にいたる109件の借用証文が残されているが、錢匁建ては天保6年(1835)にはじめて現れて以降、従前の米建て主流に代わって幕末期にいたるまで取引基準貨幣となった。ただし、同表を注意深く観察すると、天保8年、10年、文久2年の3つの事例を除くと、錢匁建て証文はすべて「割済御連中」宛てであった。これは10人前後で組織化する金融講の一種、いわゆる親頼母子において、当たり闇で講金を得る講員が講の仲間に差し入れた質地証文である。当たり金としては100目前後から500目前後とまとまっていても、一人当たり掛け金規模はさほど高額ではなく、ために錢匁のままで勘定されたものと思われる。幕末にいたる個人的な貸借の事例は多くはないが、判明するかぎり錢匁よりも金建ての方が多かった。流通貨幣の実態、すなわち比較的小額な掛け金を集積した講の当たり金はそのまま錢匁で、取引の規模があ

る程度まとまった額となりやすい個人的な貸借では授受に便宜な金貨が使用されるという当時の状況を反映しているものと思われる。

より田辺町に近接した地域を見てみよう。田辺の北西1里余に位置する芳養田尻村で庄屋の任にあった片井家には延宝5年(1677)より幕末にいたる176件の売券が残っている。その詳細は後述するが、18世紀のものは24件と多くなく、大半は19世紀に入ってからのものである。錢匁でもっとも遡るのは文化9年(1812)であり、それまでは銀建てが、さらに天明年間(1780年代)までは米建てが主流であった。錢匁建ては文政期以降より主流となるので、田尻村では土地売買に関するかぎり文化末年に銀建てから錢匁建てに転換したといえる。ところが、同家の借用証文を見ると、錢匁の初出は寛政7年(1795)であり、文化期にかけて銀建て、米建てとほぼ併用されているので、さらに20年ほど遡ることができる。

田辺町の浜沿い南東に隣接する新庄村では、幕末にいたるまで錢匁建て取引は定着したように思われない。すなわち、同村内の榎本家には寛延4年(1751)より幕末にいたる土地集積を記録した「田畠山林帳」が残っている。ここでは田辺町や同村および近隣の商人・農民(取引相手であきらかに商人と思われる何々屋という屋号を名乗るもののが29件ある)から山林・農地・屋敷地・塩浜などを同家が買い取った内容が示されているが、錢匁建て取引は全期間合わせて89件中、わずか3件にすぎなかった。最初の事例は享和2年(1802)、ついで文化15年(1818)、安政4年(1857)であった。18世紀末までは米と銀、19世紀に入つてからはほとんど銀建てのみとなり、1850年前後に若干金建てが現れている。

以上は個別の家文書から観察したが、つぎに地域を限った公用記録から錢匁建て取引の始まりを探ってみよう。前述の新庄村も含み、田辺町の周囲に隣接する伊作田、谷、糸田、湊、西谷、神子浜の各村からなる田辺組の大庄屋を代々

10) 「田辺万代記」は1991年より清文堂より全18巻で翻刻された。以下の引用では、「田辺町大帳」(1987年より全22巻刊行済)、「田辺御用留」(1998年より全18巻刊行中、いずれも清文堂刊)とともに、翻刻本の巻数と頁でその箇所を明示する。

務めた田所家が記録した「田辺万代記」¹⁰⁾には、江戸時代全般にわたる公用を中心とした金銭勘定記録がある。これによれば、新庄村では18世紀にまで遡って観察できなかった錢匁勘定はかならずしも一般的ではないが、部分的に見ることができる。

若干の例示をすると、享和元年（1801）3月14日付けで、西谷村庄屋が田辺城外徒士町火用心番として村内のエタを毎夜2人ずつ45日使役した記録があるが、その際、扶持米の他に「小屋建之竹木繩俵稿代」として「錢6匁3分」を大庄屋に請求している（10巻, pp. 418-9）。また、寛政12年（1800）閏4月9日の頃に、藩用で遣い人足を延べ22人 使用し、人足賃として錢1貫74文が下げ渡されることとなったが、その内訳が「2匁28文」というように、錢匁と混記されている（10巻, p. 293）。ここでは、後に触れるように、1匁が錢100文を表し、錢文勘定が錢匁勘定に移行する過程を示す貴重な事例となっている。

さらにその前年7月、肥後天草の女巡礼10人が西谷村を通りかかった際、2人が抱瘡のため養生・逗留し、そのまま病死した際の所持品の検分記録がある。すなわち、

「 覚		
一単物式ツ	細帯式ツ	代拾壹匁八分
一錢拾三匁		
一同壹メ式百拾五文	代拾壹匁六分七厘	
メ三拾六匁四分七厘		（『万代記』10巻, p. 191）

衣類2点と錢貨を持っていて、それぞれ代価が示されている。それらのうちはじめと終わりの合計額は銀匁のようにも見えるが、2項目が錢匁であり、3項目の錢文勘定が錢匁に換算され、それらが合計額と一致していることから、この勘定が錢匁で通されていることがわかる。ここでは錢1匁は約104文であった。

さらにその前年の寛政10年5月9日の頃に、松植え人足扶持として田辺組が藩当局から受け取る米4斗8升7合5匁を錢35匁1分で換算した記録がある。

（10巻, pp. 40-1）

このように、田辺町に隣接する地域でも 18 世紀に遡って銭匁勘定例を見るこ
とはでき、もっとも早期の例としては、「田辺万代記」によるかぎり今のところ
宝暦 2 年（1752）10 月であった。すなわち、城下権現宮の塙普請を行った際、
郷役として務めた普請労務以外の宿雜用は田辺町が負担することとなり、米 1
斗 2 升と銭 2 匪 9 分 2 厘が田辺組の湊村、糸田村、西ノ谷村に渡された。（3 卷、
p. 258）

18 世紀後半の銭匁勘定例はとくに明和・安永期に少なからず確認できるが、
以上観察したように、まとまった金額で使用されることが少ないので特徴的で
あった。すなわち、賃銭・人足賃、寺社への布施、路銀など、単価が小額であ
るケースが多い。ところが、18 世紀前半まで遡ると、このような事例でも銀貨
が用いられており、銭匁勘定が近世のある時期から使用されたことを示す。

一方、田辺城下町に関しては、町会所が記録した「田辺町大帳」により貨幣
使用状況が知られる。ここでも 18 世紀前半までは、たとえば貞享 2 年（1685）
に町内から徴収した小額入用が銭貨であっても「銭文」建てであったり（1 卷、
p. 47），享保 10 年（1725）に町内料理人賃金の基準が「1 人前 1 匪 5 分」と、後
になれば銭建てが一般的となるような事例でも銀建てで示されている（1 卷、p.
292）。さらに、享保 20 年 2 月、「切支丹判取入用銭」として「丁 5 貫 653 文」を
集めたが、これが「銀 69 匪 7 分 9 厘」に換算されている（2 卷、p. 157）。つまり、
小額勘定で銭匁が使用されるような状況が現れていない。ただ 1 例、享保
16 年 7 月、「薪代 銭 1 匪 2 分 5 厘」という記事（2 卷、p. 87）があるが、前後
関係から判断して「銀 1 匪 2 分 5 厘」の誤植の可能性が高い。

田辺町内でも銭匁勘定の使用は 18 世紀後期に入ってからであった。すなわ
ち、明和 4 年（1767）7 月 3 日、雨乞いのため馬駄け興行が町内松雲院で開催さ
れることとなり、その際の芳養組から雇用した乗人 4 人の手当や祝儀・酒肴
費等が次のように記録されている（4 卷、p. 147）。

「

覚

一錢五百文	乗人 はや 四人, 他 壱人
一同六百文	宿賄入用
一同三匁壹分弐り	さかな うり す代とも
一同壹匁	はやへ遣し申候人足賃
一同拾五匁八分	酒壹斗壹升代
一同三拾弐匁	金弐歩代 松雲院へ御初穂
メ六拾九匁壹分八リ	

ここで、初めの2費目は銭文表示だが、第3費目以降は銭匁表示となっている。しかも勘定に銭文建ても含まれているのに、合計は銭匁で一括されている。2費目の小計、銭1貫100文は合計と銭匁費目小計との差額、17匁2分6厘と等しいわけであるから、1匁あたり銭量をみると63文73に相当し、これは当時の銀銭相場に一致していると見られる。だとすれば、ここでは銭匁でも銀匁でもよかつたわけで、銭匁勘定が銀匁と同価値で当初成立したことを示している。

さらに同年10月、若山岩瀬村から送られた御咎の百姓4人を田辺城下の下長町獄屋で収容することとなり、その経費、10日間につき約銀40数匁を地元で立て替えることとなった。田辺での入牢は3か月におよび、10月26日若山に移ったが、その最終日1日のみの経費内訳が銭匁建てで記されている。すなわち、「雜用銀」として「銭五分」、「日用賃銀」として「同九分」であった(4巻, p. 159)。ここでも「銀5分」を誤記した疑いも残るが、小額な単位であるため、銀建ての貨幣授受を實際には銭貨でやりとりしていて、實際に合わせて記帳したものと思われる。さらに、安永7年(1778)4月、不動院延寿大峯初入勧化により「集銭六匁遣ス」(5巻, p. 364)という記録もあり、18世紀の第4四半世紀には小口勘定で銭匁が用いられ始めたことがうかがわれる。ただし、田辺町内ではこのころより銭匁勘定が多少とも目につくようになるものの、勘定の主流はあくまでも銀匁であった。銀匁に並んで、銭匁もよりひんぱんに記録されるようになるのは天保期あたりから、とくに1850年代以降である。

享保期以前、とりわけ17世紀の取引において銭匁勘定が用いられなかつたか

どうかについては史料的制約もあって断定は難しい。すでに見た中辺路地方、東家のケースでは17世紀中期にまで売券を遡って見ることができたが、少なくとも元禄期には銀建てが一般的となっており、それ以前は米建てと推定された。また、三栖組大庄屋真砂家が記録した「万留帳」でも地域内でやりとりされた借用証文の控えを見ることができ、元禄2年(1689)より正徳元年(1711)の8件に関するかぎり米建てか銀建てであった。ただし、宝永5年(1708)4月「岡山子ノ三番川なり代日用ちん」として真砂新助が預かった額は「銭壱匁五分」とあり、続く項には「薪留かけ人足賃」11人分を「銀九匁二分」受け取っている。すでに18世紀初期においても、小額の銀匁計上については実際に授受されたであろう銭貨を区別することをもって「銭匁」記載が始まったことが考えられる。¹¹⁾さらに、川越渡し銭のような単価の小さなものは当初より銭文建てであった。(『田辺市史』第7巻、1994年、p.532)

4 銭匁の実体とその定着化

前節での観察により、銭匁勘定は銀建て取引で小額なものを銭貨でやりとりする場合に、18世紀に入ってより例外的に始められたように見える。したがつて、当然のことながら南紀地方で一斉に始まり、定着したわけではない。どちらかといえば山間部では銭匁の定着化が田辺町やその近辺地域に比べ遅れたようにも見えるが、田辺城下に隣接する新庄村榎本家のケースのように比較的まとった売券を見ても、銭匁建てが例外的であった地域もある。田辺町に関してもどの時点で銭匁勘定が定着したと判断してよいか、問題は残されている。以下、これらについて考察しよう。

はじめに、銭匁の内実、すなわち1匁あたりの銭量がいかほどであったかを確認する。すでにこれまでに例示した銭匁で内実のわかるものを見ると、田辺

11) もっとも、紀州本藩・田辺藩ともすでに当時銀札が発行されていたので、札を銭匁遣いされた可能性もある。

藩領以外の唯一の錢匁遣い例であった海部郡梅田村中尾家でも、「田辺万代記」における寛政11、12年でも同時期で判明する上方錢相場の動向に一致していた。つまり、紀州における錢匁遣いは西南地域のように固定されたものではなかったよう見える。

このあたりの状況を他の事例からもう少し詳しく見よう。次の史料は安永2年(1773)9月、田辺町の谷屋長右衛門が御切手米を買い受けた際の代銀支払い内訳を記録したものである。これは錢貨が銀貨の代用流通貨幣として使用される過程で、「錢匁」表示されたことを明白に示すものであろう。

「一御切手米六石四斗 石五十七匁かへ

此銀三百六拾四匁八分

内

百廿弐匁六分 播源包

廿七匁四分 谷長包

弐百拾四匁八分 錢

(『万代記』5巻, p. 197)

ここで「播源」「谷長」とは、両替屋ないしそれに準じて町内で信用のある商人であろう。かれらが包封した銀貨を合わせて150目と、残銀214匁8分を錢貨で支払ったのである。銀建てで取引している以上、錢貨で支払う分は当時の銀錢相場で銀貨に等しくなくてはならない。ために、「銀214匁8分に相当する錢貨」として錢何貫文としないで、一挙に錢匁表示としたのである。

さらに「万代記」は安永2年10月、本藩の四番・周參見両組山林懸り合のため三番・朝来両組大庄屋等が出張した際の入用、錢24匁1分5厘と米1斗4升7合(此銀8匁5分3厘)を負担割符するために、「錢メ」32匁6分8厘と、ここでも銀匁と錢匁を同価値で用いている。(5巻, p. 209)

銀匁と錢匁の混記例は、つぎのように天明期でも確認できる。

「 覚

一銀拾弐貫五百四拾四匁九分五厘弐毛

古金屋佐市諸役所引負高

内

弐貫七百六拾六匁六分

此米五拾弐石弐斗 御代官所有出米ニ而入
壱貫八百弐匁

此米三拾四石 切手ニ而戻ル

弐貫五百五匁弐厘

佐市諸道具市売ニ而入

錢五貫四百七拾壱匁三分三厘四毛 不足

右之通不足錢ハ一類共ち上納仕候様被仰付可被下候，佐市家屋敷蔵ともいまた売
払不申遣し可申候，少々ハ無利年賦ニ取立可遣早々払立候様被仰付可被申候，以上

午八月

御勝手方（『大帳』6巻, p. 198）」

これは天明6年（1786）藩の出入り商人古金屋佐市が藩への債務銀12貫余を抱えたまま破産したため、親族にその弁済を行わせるために御勝手方が佐市の資産を調査した記録である。負債総額は銀高で示されているが、残り資産によつても埋め合わせない不足高は錢高で示されている。これまでの錢匁遣いの事例では錢1貫目を越えるような用例はほとんどなかつたのであるが、ここでは本文でも「不足錢」と明示されているので銀匁の誤記でないことは明白である。このような高額勘定でも錢匁が用いられたのは、それが銀匁と同価値で勘定されていたからであろう。

ところが、寛政期になると、つぎのように銀匁と錢匁が乖離する事例が目につくようになる。

「一当秋有田光明院勧化銀取替割賦申通

覚

一銀四拾三匁 歩入

此錢四拾四匁三分五厘

内

拾三匁三分	江 川	三匁	下長町	六匁	本 町
五匁	上長町	三匁	袋 町	弐匁五厘	紺屋町
弐匁五分	片 町	五匁五分	北新町	四匁	南新町

（『大帳』6巻, p. 376）」

これは寛政元年（1789）有田にある光明院の勧化銀を町会所が立て替えた際、田辺8町と田辺の隣町の江川浦が割賦負担した内訳を示したものである。ここで勧化銀として納入したのは銀貨、少なくとも銀建てであったが、地元で分割

賦課した際は銭匁で勘定したことが明白である。問題は銀43匁に注記された「歩入」の意味である。西南日本の銭匁遣い地域でこのような場合、銭匁が銀札の価値で表され、札が実質的に銭、すなわち札銭として扱われ、札価が下落して額面との差額を埋めるため「歩入」が必要となることが多い。しかし、田辺地方でこの時期に銀札が流通していた事実を示す史料は確認できないばかりか、状況証拠すらない¹²⁾。

そうすると、この「歩入」は何であろうか。一つの解釈は、銀銭相場の変動を調整したとするものである。すなわち、明和末年以降の銭貨大量鑄造=銭価低落により、それまで比較的安定していた銀銭相場は銭安となり、銭1匁の内実量、すなわち1匁に相当する銭貨の枚数はそのつど増加していったはずである。化政期までにはそれはおよそ100文前後に収束したが、寛政初年はまだ安定していなかった。したがって、この期の事例の銭匁内実量は判明しないが、1緡の銭量が銭相場の下落によって銀1匁分に不足すれば、当然、歩入りさせなければならない。ちなみに、この期の上方の銭相場は銀1匁あたり銭103文であった。1緡を100文でまとめて「銭1匁」と勘定されているならば、3文あたりの銭相場下落には3%の歩増しが必要となり、上の事例で「銀43匁」を確保するには「銭44匁3分5厘」を集める必要があったのである($44.35 \div 1.03 = 43.0$)。

もう一つの解釈は、銭相場変動がなくても、当時すでに正銀が十分出回らなくなりつつあり、どうしても現銀が必要な際には特別な手数料を求められ¹³⁾、その歩合が3%であったとするものである。明和期に始まる銭相場の構造的下落は天明期にはほぼ収束していたので、第1の解釈が正しいとすれば「歩入」は少なくとも安永期のこの種記録に示されていてしかるべきであった。丁銀は安

12) ただし、『御用留』2巻の45頁、および175頁によれば、天保13、14年には銀札が授受されたり、所持されたりした記載がある。さらに、『南部町史』史料編、1,135頁には、中村において文久2年、「札」が銀匁の95%で評価された記載も認められる。

13) 同様な状況が幕末期大坂両替商の間で生じていたことを、田谷博吉氏は紹介している。(「幕末期関西の流通貨幣」大阪府立大学『歴史研究』14号、1972、9頁)

永元年(1772)に始まる南鐸二朱銀の主たる鋳造源として鋳つぶされていったので、この時期急速に流通界から姿を消していったのである。

銀匁と銭匁が乖離した事例を『田辺御用留』第4巻により、もう一つ示そう。藩の出入り商人、阿波屋宇助が嘉永元年(1848)に破産したのであろう、持ち船7艘と家財衣類一切を藩の関係役人立会のもと売り立てられることとなった。この「家財衣類」の代金は仲買口銭を差し引いて「代銭」2貫726匁4分6厘となり、「此銀」2貫596匁6分と併記されている(p.265)。さきの事例とは異なって、ここでの銀1匁は銭1.05匁、つまり5%の歩入り($2,726.46 \div 2,596.6 = 1.05$)となっている。この時期、大坂では天保14年(1843)以来、銭1貫文を銀10匁とする公定相場が採用されており、これは銀1匁あたり銭100文の相場となる。ところが、『田辺町大帳』17巻によれば、相場公定中の弘化4年(1847)8月に96文通用であり、公定終了前年の嘉永2年6月においても96文通用であった(p.201, p.344)。あきらかに田辺が大坂より銭高であり、銀匁を銭匁に換算する際に銭匁表示の額が小さくなってしまるべきである。にもかかわらず、銭匁表示の額が大きかったから、少なくともここでの事例の限り、銀銭相場変動を調整するために「歩入り」を行ったとはいえない。寛政元年光明院勧化銀の歩入り事例はどちらともとれるが、ここでは嘉永期と同様、集めた銭貨を現銀に両替する際3%の手数料を要し、その分だけ銀銭相場に上乗せされたものと解釈しておきたい。嘉永期には流通銀貨はより減少し、手数料が5%に増加したと考えられる。

以上見たように、田辺地方の銭匁の実体は、西南日本のように銀銭相場の変動にかかわらず一定量の銭貨を表すものではなく、幕末まで銀銭相場変動により内実量の変わる、つねに銀匁と価値の等しいものであった。ただし、19世紀に入って正銀の流通量が減少すると、実際に現銀を授受する場合は一定の歩入りが必要とされた。それにしてもこのように、基本的には銀遣いの地域でなぜ一定時期に銭匁遣いが例外的にではなく現れてくるのか、銀遣いの本拠地である上方とは異なった様相をまだ説明することはできない。そこで以下ではその

手がかりを得るため、田辺地方の銭匁遣い定着化をより具体的に観察しよう。

すでに第3節で紹介したが、定着化の過程を見るため、同一の地点でもっとも多量でまとまった売券および借用証文の利用できる芳養田尻村の片井家の事例をいま少し詳細に観察しよう。表1は付表1を10年ずつの期間（第1期と最終期を除く）に分け、売券の基準貨幣（授受された貨幣ではなく、取引の建値となつた貨幣）がどのように推移したかを概括したものである。第1期は延宝5年（1677）まで遡れるものの残存数がわずかであるが、すべて米建てであった。天明末年にはじめて銀建てが現れるとしばらくは米建てと併用されるが、あきらかに銀建て優位に転じ、19世紀の最初の10年期には圧倒的に銀建て取引が主流となる。ところがそれもつかの間、文化9年（1812）から現れた銭匁建てはたちに銀建てとほぼ並立的に推移した。そして、どちらかといえば1820年代から40年代にわたって銭匁建ての方が優位であったにもかかわらず、幕末に向かって急速にその勢いを失っていった。19世紀初頭まで根強かった米建ては天保3年（1832）を最後に姿を消した。しかも、付表1に注記したように、この最後の米建て売券では授受された貨幣は銀貨であったことが象徴的である。あきらかに、米は当初、銀貨に代わる貨幣として機能していたことを物語る。19世

表1 芳養田尻村片井家売券の基準貨幣 (件数)

期間	米	銀	銭匁	金	計
1677-1780	12				12
1781-1790	3	3(1)			6
1791-1800	2	4			6
1801-1810	6	25(3)			31
1811-1820	4	13	9(1)		26
1821-1830	2	5	7		14
1831-1840	1	17	18		36
1841-1850		6	9	1	16
1851-1860		11	5	1	17
1861-1867		10	1		11
計	30	94	49	2	175

注：カッコ内数字は米と銀、ないし米と銭匁の内数。

紀に広く出回ったとされる金貨による建て値での取引はわずか2件にとどまつており、この地域における金貨、とりわけ計数銀貨の流通が不十分であったことを示唆する。

以上の基準貨幣の推移が、おなじ片井家の借用証文(付表2)ではどうであつたろうか。天保末年までしか観察できないが、同様な方法で表2に示した。そうすると、米建ての動向はほぼ同様ととらえてよいが、銭匁建てはとくに1820~30年代において銀建てを大きく上回っており、その勢いがはるかに強くなっていることが売券観察とは異なっている。しかも、銭匁建てはすでに見ただのように売券の事例より17年早い寛政7年(1795)から始まっている。売券の場合、銭匁建てが始まる直前の10年間で25件もの銀建て取引があつたのに、おなじ期間に借用証文では銀建て・銭匁建てとともに3件ずつあつたので、あきらかに売券の場合は銭匁建てよりも銀建てを選好する事情が存在していたと考えねばならないであろう。その事情としては、18世紀末には、銭相場の低落ムードがまだ支配的ななかにあって、1, 2年間で決済することの多い貸借では農民がより利用しやすい銭匁で取引することもあつたが、数年ないし10年期限で売渡主に買戻し請求権が認められていた土地売買取引では、相場低落気味の貨幣は用いられがたかったためと当面解釈しておきたい。19世紀に入り、銭相場の底値安定がより明確になるにつれ、正銀流通量の減少も進んで、銭匁建て取

表2 芳養田尻村片井家借用証文の基準貨幣 (件数)

期間	米	銀	銭匁	金	計
1788	1				1
1795-1799	1	1	2		4
1801-1810	3	2	4		9
1811-1820	4	4	5		13
1821-1830			4		4
1831-1840	3	5	16(1)	4(2)	28
1841-1842			2	1	3
計	12	12	33	5	62

注：カッコ内は銭匁と米、ないし金と銀・銭匁の内数。

引がより多くなったのであろう。

片井家における動向を、より山間に位置する中辺路地方、能城家売券と借用証文で確認しよう（表3、表4を参照）。ここでも米建ては18世紀末まで、貸借でも土地取引でも主流であったことを示唆する様子が読み取れる。ただし、借用証文では1840年代まで米建ても使用されていることが目につくが、これは錢匁建て証文の突出と同様、取引の特性によるものである。また、片井家の場合と同様に19世紀の初めは米建てから銀建てに取引の主流が移ったといってよ

表3 中辺路・能城家借用証文の基準貨幣（件数）

期間	米	銀	錢匁	金	計
1805-1806	3	1			4
1817-1819		1		1	2
1832-1840	16	3	8	3	30
1841-1849	4		32	4	40
1851-1860			22	1	23
1861-1868	1	1	6	1	9
計	24	6	68	10	108

表4 中辺路・能城家売券の基準貨幣（件数）

期間	米	銀	錢匁	金	計
1733-1790	3	1(1)			4
1791-1800	2	3			5
1801-1810	2	8			10
1812-1815	1	3			4
1834-1840		2	1	2	5
1841-1843		1	1	1	3
1859		2			2
1862		1	1		2
計	8	21	3	3	35

注：カッコ内は銀札の内数。

いが、借用証文における錢匁建ての突出は異様である。これはすでに前節で紹介したように、借用証文の大半は内井川村を中心とする農民が加入した金融講で闇当て金を得た講員の質入証文である。もっとも高額な場合で、天保15年（1844）正月同村弁二郎が下田1反歩を質物として差し入れた、錢595匁の証文である。多くは200目以下であり、500目を越えるような場合には金7両2歩とか、9両というよううに金建てになる事例もあり、錢匁は比較的小額取引で用いられている¹⁴⁾。もっとも、

14) もっとも、たとえば金9両2歩の証文の場合、19人分の掛け金であったが、個別の講員が掛け金を納める段階から金貨であったとは考えられない。闇当たり人に渡される際に金貨に両替され、ために金建ての証文が差し入れられたのであろう。

さきの高額銭匁例では17人分の講掛け金を闇当てたのであり、1人1回あたり掛け金は35匁にすぎない。このように比較的小額な取引がほとんどであったので、能城家に残る借用証文は銭匁建てが大半であったのである。同家売券では、事例件数は限られるが、どちらかといえば銀匁優位であり、さらに銭匁最高額が320目であったのに対して、それ以上の取引額が銀匁では8件もあったように、より高額な場合は銀匁か金建て、小額な場合は銭匁と、ある程度の使い分けが行われていたものと考えられる。

この銀匁と銭匁の使い分けの手がかりを得るために、売券でもっとも事例の多い片井家について時期別、金額別に見てみよう。

表5 片井家売券の金額別内訳 1811-1867 (件数)

期 間 基準貨幣	1811-40		1841-67		全期	
	銀匁	銭匁	銀匁	銭匁	銀匁	銭匁
0- 50匁	2	5			2	5
51- 100	2	3	1		3	3
101- 200	4	7	1	2	5	9
201- 500	9	6	5	6	14	12
501-1,000	9	5	7	3	16	8
1,001-2,000	6	5	3	4	9	9
2,001匁以上	2	1	9		11	1
計	34	32	26	15	60	47

表5は銀匁と銭匁がほぼ拮抗して現れる1811年以降を2期に分け、取引金額を適当に区分して件数の分布を見たものである。1840年までは、銀匁、銭匁とともにどの金額でもまんべんなく用いられ、

どちらかといえば200匁以下のような小額取引で銭匁、1貫目や2貫目規模の取引では銀匁という傾向は認められるが、決定的なものではない。1810年代のみに限定すれば、銭匁は8件すべてが200匁以下であったのに対して、銀匁13件はすべての金額帯に分散していた。銭匁が使用され始める時期に関するかぎり、小額取引に限定されていたといってよいであろう。1840年代以降は全般的に取引額がより高額となる。銭匁も1貫文相当額以上が30年代より珍しくはなくなるが、2貫文を越えるものはすべてほとんど銀匁のみとなる。

銭匁取引はこのように銀匁取引と対比した時、ある程度の使い分けが認められたが、それ以上に目につくことはとくに1850年代以降、銭匁使用の勢いが小

さくなっていることである。それに伴って、片井家売券を見るかぎり、いつたんは銭匁と並立することになった銀匁が取引基準貨幣としての地位を回復している。ここで留意すべきは、幕末に向けて流通貨幣の主流を占めたはずの、計数銀貨を含む「金貨」が、この地域では意外なほど売券や借用証文で用いられないことである。表1～4に見たように、片井家、能城家とともに売券では1830年代以降若干現れるが無視できる件数であり、借用証文では売券より目立つ件数はあるが銭匁の件数にはおよばない。これらの証文はこの地域の流通貨幣の実態を反映しているであろうか。つぎに、この問題を検討してみよう。

5 流通貨幣の実態—盜難記録を中心に見る—

田辺地方の金融取引で授受された貨幣を検討するに先立って、「田辺町大帳」や「田辺万代記」（天保11年より「田辺御用留」と改称）に記録された盜難貨幣を見ておこう。取引の基準となった貨幣と実際に授受された貨幣は、かならずしもつねには一致しないからである。また、盜難の対象となる貨幣は日常の支払いのためや受取でストックされているものであって、備蓄のため退蔵されていたものも含んでいたであろうが、多くは流通貨幣に充てられたものと見ることができる。観察対象地域は田辺城下と、隣接周辺地域の在方から構成される田辺組である。表6が編年で摘出した記録の概要である。

もっとも古い盜難の記録は「万代記」安永4年（1775）12月で、千束村において衣類・剃刀などとともに「銭20匁程」が盗まれた。ここでは「文銭にて」と具体的な注記があり、たんなる計算単位でないことがわかる。ついで、おなじ「万代記」の安永6年4月と、寛政12年（1800）4月の例をともに示すと、つぎのとおりである。

[事例②]

「一加納屋与惣右衛門方へ廿二日夜、盜人這入候由御尋ニ付相調書上
覺

表6 田辺町貨幣盜難記録

年月日	盜難貨幣額	盜難場所	備考
①安永4.12.14 (1775)	銭20匁程、文銭にて	千束村、盜難先不詳	衣類・剃刀など盗品のうち(「万」5巻, p. 421)
②安永6.4.21 (1777)	銭箱ニ凡120~130目(内小引出ニ古銭6~7匁)籠ニ凡銭7~8匁程と銀70~80目程	江川, 加納屋与惣右衛門方	(「万」6巻, p. 34)
③寛政12.4.21 (1800)	銭凡80~90目程、銀13~14匁程、南鎌2片、金1歩分の錢ないし小玉銀22~23匁	南新町三栖屋平兵衛方店	打破された銭箱を松原で発見(「万」10巻, p. 303, 「大」8巻p. 26)
④寛政12.7.4 (1800)	銭75匁	庄蔵宅カ	松原で銭箱打破を盗人が自供(同上, p. 323)
⑤天保2.2.29 (1831)	銭箱ニ小弐朱2ツ、銭凡30目程	上長町堅田屋喜兵衛隣上店	(「大」14巻, p. 206)
⑥天保2.7.29 (1831)	銭200目と、備中屋清右衛門預書200目	北新町加納屋金兵衛上ヶ店	(「大」14巻, p. 232)
⑦天保6.4.6 (1835)	入置銭119匁	荒光、儀左衛門方	(「万」18巻, p. 34)
⑧天保7.10.23 (1836)	金2両3朱(紙入れ・財布計3ツの合計額)、銭50目、銀2匁	松原、喜兵衛宅	(「万」18巻, pp. 200-1)
⑨天保14.6.6 (1843)	銭箱、40~50匁程入り	江川浦、富田屋仁兵衛宅	(「用」2巻, p. 186)
⑩弘化2.4.9 (1845)	銭200目(4把に分けて)	西ノ谷村瓦屋長右衛門方	(「用」3巻, pp. 34-5)
⑪嘉永元.3.28 (1848)	銭44匁	新庄村橋谷幸七土蔵	(「用」4巻, p. 210)
⑫嘉永2.6.25 (1849)	銀札2枚	伊作田村谷、この方	衣類12点とともに盜難(「用」5巻, p. 146)
⑬嘉永2.9.27 (1849)	金2歩入り紙入れ	新庄村勘助	(「用」5巻, p. 195)
⑭嘉永5.8.20 (1852)	銀札41匁	袋町三栖屋十平方	(「大」18巻, p. 227)
⑮嘉永6.7.11 (1853)	大銭箱(凡300目入)、小銭箱(40目余入り1ツ、10目余入り1ツ)	新庄村松次宅	(「用」7巻, p. 79)
⑯安政元.2.20 (1854)	銭2匁	南新町俊藏方	衣類9点と共に追込に遭う(「大」18巻, p. 364)
⑰安政元.3.24 (1854)	銭8分、金1歩2朱、銀札3匁	袋町油屋善吉方	(「大」18巻, p. 368)
⑱慶応元.9.14 (1865)	銅銭凡140~150目程(銭箱入)	千鶴屋毛兵衛方	(「大」21巻, p. 366)
⑲慶応元.10.2 (1865)	当百銭45枚、銅銭通用300目余り、鍋銭50目(但90文)、銅文銭取交凡120匁程、四文銭少々	千鶴屋毛兵衛方	(「大」21巻, p. 366)

典拠: 「大」『紀州田辺町大帳』

「万」『紀州田辺万代記』

「用」『紀州田辺御用留』

一錢箱ニ凡百弐三拾目入

此箱ニ小引出有

内ニ古銭六七匁，やすり弐丁，鉢へら一
籠ニ凡銭七八匁程と銀七八匁程入

右当月廿一日夜盜まれ申候，以上

加納屋与三右衛門

四月廿六日

小山善蔵殿

喜右衛門殿

利右衛門殿

(『万代記』 6巻, p. 34)

[事例③]

「一同（申5月）十一日，南新町追ヒ込善吉吟味被仰付，会所ニテ尋盜賊改方町組小頭下御 目附仲間立合，右ハ四月廿一日夜南新町三栖屋平兵衛方店之錢箱松原ニ打破有之，背戸口路次口明ケ候て盜出候体尔と誰とも不相分候へとも，其宵ニ酒取ニ來候節善吉も參紛敷様ニ店方之者申ニ付如此

覚

一錢凡八九拾目程

一弐拾弐三匁程

是ハ一口酒代金壹歩へ錢足受取候，尤錢か小玉か尔と分不申候
一銀拾三四匁程

一南鎌弐片 是ハ慥ニ受取御座候

右之通ニ御座候，錢銀共十七日より廿一日迄五日之間溜ニテ御座候，御尋ニ付書附指上申上候，以上

南新町年寄 平兵衛

(『万代記』 10巻, p. 303)

事例②は田辺町の西隣・江川浦の加納屋が盜難に遭って町年寄に報告したもので、錢箱と、当座支払い用に店先に置いていたものか、錢貨と銀貨を持ち去られている。盜難金額は控えがなかったため記憶によって示されており、その概数から錢が約140目、銀が約70匁と、錢貨の方が多く用意されていたことがわかる。事例③は田辺町内で、金、銀、錢それぞれ取り交ぜて錢箱に入ったまま盜難にあったものが、町はずれの松原で打破された状態で箱のみ発見された。この事件は「田辺町大帳」にも記録されており、こちらによれば「(四月)

十七日より廿一日迄五日之酒銭ニ御座候へハいくら共相知不申候」(8巻, p. 26)とあり, 5日分の酒売上代金がごっそりと持ち去られたことがわかる。ここで有用な情報は, 第2項目の「弐拾弐三匁程」の注記である。すなわち, 一分金(銀15~16匁に相当)に銭貨を足した形で受け取ったか, あるいは小玉銀を足して受け取ったか, 記憶が定かでない, と記されていることであって, 流通貨幣はきわめて多様であった。しかも一分金に足した額に相当する7~8匁(銭700~800枚)程の額がすべて銭貨で授受されることを示している。このケースでも, 流通貨幣として充てられた割合は半分以上が銭貨であることが判明する。

この後, 元治2年(慶應元 1865)10月まで, 合わせて19例知ることができるが, 盜難対象になった貨幣はほとんどが銭貨であり, しかも被害額が多くても500匁前後どまりであって, 意外に少ない。こうした事情の一端をあきらかにするために事例⑮の, 嘉永6年(1853)7月, 新庄村松次宅の盗難を詳しく見てみよう。この事件は11日夜前, 松次宅背戸口(裏口)の壁を切りとつて2人が入り込み, 外には別に2人程が見張りをしていた模様であった。盗み出したものは, 銭箱大小3箱, 小紋毛綿3反, 包丁6挺であった。侵入最中に家人が目を覚まして気づいたが, 盗賊に包丁をつき立てられて声を出せなかつたので, 盗品が外に搬出され, 解放されてからようやく大声を上げ, 近隣の人々が駆け付けた。盗賊たちはあわてて盗品を持ち, 逃げたが, その重さに耐えかねたのか, 途中の山畠で一部を風呂敷に包んで隠し置き, 一部はそのまま置き去りにした。結局, 持ち去ったのは小銭箱2つに入っていた銭50匁余と, 包丁3挺にすぎなかつた。

ここで当時流通していた銭貨の重量を検討してみよう。19世紀半ばともなると, 近世前期に銭貨の基本であった銅1文銭は幕府に回収されるか, そうでないものは民間に退蔵されて, ほとんど出回らなくなっていた。1文銭としては大半が鉄銭で, この時期のものは1枚が約7分(=約2.6g)の重量であった。ここで盗難に遭った銭貨のすべてが鉄銭であり, 1匁の内実が100文だとすると, 大銭箱の中身はなんと21貫匁(=78.75kg, 300×100×0.7)となる。かりに,

真鍮四文銭（1枚は1.4匁）ばかりであったとしても10.5貫匁（ $300 \times 25 \times 1.4$, 39kg余）あり、やはり抱えて逃走するには容易な重さではなかった。小銭箱の中身を合わせた50匁余は13kg余であり、分けて持てばかろうじて逃走できる量といえる。

事例⑩の、弘化2年(1845)4月、西ノ谷村瓦屋長右衛門が盜難に遭った際は、銭200目を「4把」に分けて搬出されたことが判明している。この「1把」とは銭50目であり、鉄銭ならば上の例とおなじ13kgで、かろうじて大人が抱えられる重さであり、容量であったろう。ちなみに、銭50目は、1匁を100文とし、それを1縉とすれば、合わせて5千枚、縉にして50縉となる。重さも限界的といえるが、容量も持ち抱えるのに限界的であった。

このように、表6において意外に盜難額がささやかな額にとどまったのは、流通貨幣の主流が銭貨であったことを示している。しかもそれらの多くが、1匁を時々の銀銭相場に等しい枚数の縉にくくって使用したのであって、銭文勘定を使用することはきわめてまれであったようだ。銭匁がたんなる計算単位にとどまらず、具体的に縉にくくって日常的に使用されたことは以上によって明白となったであろう。

実際に貨幣を授受するとき、どの貨幣を使用したかを記録する事例は少ない。判明する限りを示すと表7のとおりである。事例①は前節でも引用したように、代銀で計上された御切手米6石4斗分の約4割はたしかに現銀で支払われたが、残り6割近くは銭貨（銭匁）が使用された。事例②の御伝馬・馬持共が拝借銀774匁を藩府から受け取った際は、「18枚」で受け取ったことが注記されていて、丁銀が寛政末年でもまだかなり流通していたことが知られる。おなじ拝借銀は事例⑬のように幕末期でも行われている。しかし19世紀に入ると正銀は急速に減退し、たとえば事例⑧のように山林売渡代銀750目のうち正銀支払いは半額にとどまり、残りは銭払いであった。小額・端数での支払いにもっぱら用いられると理解されている銭貨がこのような用いられ方をされれば、この地域では相當にまとまった銭需要があったことになる。事例⑦でも、山林売渡代銀

は全額銭匁で支払われた。

田辺城下では事例④のように、すでに文政期に銀建ての藩立替金決済にあたり、金貨が相當にまとまって使用されていた。町内での金貨の使用も天保期には始まったようで、他の地域と比べるとやや遅いといわねばならない。その事例⑤の内容を紹介しよう。

「一同日(天保2年3月6日)下長町より先日病死仕候作兵衛安兵衛入用并所持之品売払、

表7 田辺地方で実際に使用された貨幣

年 月	使 用 状 況	使 用 場 所	備 考
①安永2.9 (1773)	御切手米代銀364匁8分のうち214匁8分は錢貨で	城下、谷屋長右衛門	〔万〕5巻, p. 197)
②寛政13.2 (1801)	拝借銀774匁を(丁銀)18枚で	御伝馬・馬持共	〔万〕10巻, p. 426)
③文化4.2 (1807)	大殿様奥熊野への途次御成之節下宿たちへ被下候錢3貫600文	城下、宿12人	〔大〕9巻, p. 14)
④文政11.9 (1828)	藩立替銀約13貫匁を金貨で受取	城下、富田屋林右衛門	〔大〕14巻, p. 64)
⑤天保2.2 (1831)	止宿人病死の際の医師謝礼は南鎌1片、寺布施・石塔料は金貨、初七日布施は錢1匁	城下、下長町	〔大〕14巻, p. 206)
⑥天保6.11 (1835)	遠州秋葉山へ2名代参路用・祈禱料として銀144匁	伊作田村2名	〔万〕18巻, p. 100)
⑦天保10.3 (1839)	山林1カ所売渡「為代銀」錢300目受取	芳養田尻村宅兵衛	片井家文書
⑧天保11.6 (1840)	山林2カ所売渡代銀750目のうち、半分は銀払い、半分は錢払い	内井川村百姓中	『中辺路町誌』p. 604
⑨天保13.8 (1842)	難船積荷拾い貯銀407匁6分を、金6両1歩、銀札7匁、錢6分で	南部組・田辺組	〔用〕2巻, p. 45)
⑩天保14.5 (1843)	若山医師奉公人殺害され、所持金が金1歩、銀札40目、4文錢2枚、戎小判1枚	田辺組西谷村	〔用〕2巻, p. 175)
⑪嘉永4.5 (1851)	御救扶持米代銀27匁分1厘を金1歩と(銀ないし錢)11匁8分9厘で受取	田辺組	〔用〕6巻, p. 63
⑫嘉永6.6 (1853)	雨乞祈禱料金2歩(従来は銀を使用)	田辺町松雲院	〔用〕7巻, p. 57)
⑬文久元.3 (1861)	拝借銀774匁を丁銀18枚で	御伝馬・馬持共	〔大〕20巻, p. 199)
⑭文久2.11 (1862)	清和講取銀2貫200目を金26両2歩2朱と札4匁7分5厘、錢2厘で	田辺町松屋和七	〔大〕21巻, p. 62)

典拠: 「大」 『紀州田辺町大帳』

「万」 『紀州田辺万代記』

「用」 『紀州田辺御用留』

左之通ニ御座候段申出候

覚

一八十八匁九分七厘 木代米代炭代酒代穴掘ちん桶代, 其外看病人工賃其外いろいろべ

一八匁三分 南鎌壺片へ 医師へ礼物

一卅三匁弐分 金弐分 御寺へ布施

一十六匁六分 同壺分 石塔料

一壺匁 初七日布施

△百四拾八匁七り

内百四十一匁壺分 金弐両弐朱代

弐拾目 かわご掛物輪鉢合羽袋并茶わん

弐匁 箱膳 壱

八匁 こはく代

△百七十一匁四分

差引廿三匁三分三厘過

右之通ニ相成申候, 尤過錢之儀ハ御寺へ差上可申と奉存候

(『大帳』14巻, p. 206)

これは美作から当町に止宿していた安兵衛という者がそこで病死し, 止宿先で要した費用や法要・埋葬代を所持金や遺品売払代でまかなって, 残金処理を記録したものである。計算単位は銀匁か銭匁か判然としないが, 両者が基本的に同価値であったからどちらでもよいであろう。また, 安兵衛の所持金は2両2朱であったが, 旅行者として価値が高くかさばらない金貨が所持されたことも当然である。問題は実際に医師やお寺へ支払われている, 比較的小額な貨幣として, ようやく南鎌二朱銀が登場し, 一分判とともに文政期に入って発行の始まった文政二分判が使用されているらしいことである。とにかく天保初年には田辺町でも流通貨幣として金貨(計数銀貨を含む)が使われ始めた。

事例⑨は, 田辺近辺で海難にあった船の積み荷回収に田辺組と南部組の領民が携わった際与えられた手当ては銀匁勘定であったが, 両組が受け取った貨幣は金6両1歩, 銀札7匁, 銭6分と, 大半は金貨であった。天保13年には金貨の授受は田辺町周辺地域まで広がっていたといってよい。この後, 幕末期でもたしかに正銀が授受された⑩のような事例もあるが, それまで銀貨で奉納する

のが定式であった雨乞い祈禱料が嘉永6年ともなると小額ながら金2歩と、金貨での奉納となっている。象徴的には、銀匁や銭匁での勘定・掛け金授受が一般的であった講金の授受が、勘定はいぜんとして銀建てであるが、文久2年には金貨でやりとりされている事例⑯であって、盜難記録ではさほど明確に把握できなかった金貨の主流通貨幣としてのこの地域での地位が見えてくる。

ではなぜ盜難記録に金貨が多く登場しなかったのであろうか。さきに確認したように、銭貨を鉄1文銭で1人の盜賊が持ち出そうとしてもせいぜい50目(約13kg)程度であって、その価値は金1両分にも満たなかった。逆言すれば、貨幣を備蓄するには金貨で所持しておくのがもっとも容量少なく、より安全な場所に保蔵できたのである。日常の小額支払いのために用意したり、受取って蓄積される銭貨量は相当な嵩となり、それを収納する銭箱は盜賊に侵入された際まずははじめに目につくものであって、盜難対象になりやすかったと思われる。このような事情が盜難記録により多く銭貨が登場したのであって、流通貨幣の状況をうかがうには表7の方がより実態を反映させていると見ることができる。

それにしても、1830～40年代には土地取引上で銭匁建てと拮抗するほどとなり、基準貨幣の地位を銭貨に譲るかに見えた銀建て取引は、その後ふたたび復活して幕末にいたっている。流通貨幣としては主流の地位をまず銭貨に、ついで金貨に譲った銀貨がなぜ幕末まで取引基準として根強く残ったのであろうか。これに関しては、まず第一に、表5で確認したように、時とともに取引単位が大きくなる傾向があり、取引総量も大きくなつたので、銭貨供給が需要に見合わず、銭貨は結局、小口取引や端数処理用のほんらいの役割に回帰したこと、ついで第二に、では取引基準がなぜ金貨に移行しなかつたかという疑問が湧き上がってくるが、この地域が銀目経済の本拠地である大坂により近く結ばれていて、田辺地方も銀目空位化のネットワークに覆われざるを得なかつたことが展望し得る。

6 む す び

銀遣い経済の本拠地大坂に近接した地域における例外的な錢匁遣いの事例として、従来、播磨地方が知られていたが、本稿により南紀田辺地方の錢匁遣いの実態を観察することによって、近世の貨幣流通の実相により接近することができた。本稿での考察の要約と、残される論点をあげれば以下のとおりである。

- 1) 紀州では南紀田辺藩領以外、錢匁遣い例はほとんどない。売券・借用証文での基準貨幣を見るかぎり、近世初期よりある程度の貨幣経済が展開した都市・宿場などでは前期より銀建て、しかし多くの地域は近世前期は(地域により中期まで)米建てであり、中期以降銀建てが主流となったようだ。錢建て取引があっても「錢匁」ではなく、「貫文」建てであった。金建て取引は天保期以降見られるようになるが、幕末まで主流は銀建てであり、山間地では18世紀末まで米建てが一般的であったようだ。
- 2) 田辺藩領では18世紀後半より錢匁建ての取引が町会所日記等で散見されるようになるが、その先駆は享保期(1716-35)に小口勘定における銀匁の代用から始まったように見える。ただし、おなじ田辺藩領でも城下、山間地、城下周辺で錢匁遣いの展開は異なっており、またおなじ旧家文書における売券と借用証文でもその使用例の始まりには若干のタイムラグが認められた。
- 3) 田辺藩領における錢匁遣いの特徴として、西南日本地域のように1匁の錢量が固定されておらず、おおむね時々の銀銭相場に連動していた。ただし19世紀に入って、「歩入り」が生じ錢匁の内実量と銀銭相場に乖離が生じた。また、西南日本の錢匁遣い地域では在地内取引での基準貨幣がおおむね錢貨となることが多かったが、田辺地方では銀匁と併用されており、しかもその際、どちらかといえば高額な単位で銀匁、小額取引で錢匁と使い分けされたが、かならずしも決定的なものではなかった。
- 4) 取引基準として19世紀30~40年代に目立ってきた錢匁遣いは、以降使

用例が減退に向かい、幕末に向かって銀匁遣いがふたたび主流となつていった。実際の授受貨幣で判明するかぎりの記録を見ると、金貨の使用がある程度目立ってくるが、他の銀遣い地域のようにいまのところ金貨が貨幣授受の際に満面開花的に使用されたような痕跡を確認するにはいたらなかつた。

- 5) 幕末期にかけて流通貨幣の主流となつたであろう金貨がほとんど取引基準とならず、銀匁が強固に用いられたところに大坂に近接した銀遣い地域の特徴が現れているといえる。それにしても、おなじ紀州でなぜ田辺藩領を中心としてのみ銭匁遣いが現れたのか、当面はこの地域の貨幣需要に見合う銀貨がとくに不足していた、と理解するほかはない。

[後記] 本稿執筆のための調査にあたり、関係史料の所在について有益な情報を頂いた和歌山大学経済学部教授上村雅洋氏、および史料・文献閲覧等で便宜が与えられた田辺市史編纂室および和歌山県立文書館に対し、深く謝意を表したい。なお、本稿は平成11年度松山大学特別研究助成金による研究成果の一部である。

付表1 南紀芳養田尻村庄屋片井家壳券

年月	壳 渡 地	此高(合)	代 價	壳 主	宛 名
延宝5.3	上・下田 1反9畝24歩	3,319.5	米1石6斗	田尻村又八郎	新右衛門
享保6.2	中田 1反1畝3歩	1,665	米3石6斗	〃 九郎右衛門	林村 左平次
〃 9.2	上々田 8畝24歩	1,540	米2石9斗	〃 吉右衛門	田尻村久五郎
〃 12.1	田畠 4力所	750	米3石2斗	〃 太市	林村 与介
〃 12.6	下田 5畝	200	米10石	〃 甚八	鈴木勘兵衛
延享4.12	下々田 1反2畝18歩	1,008	米8斗	〃 武右衛門	林村 清六
宝暦7.2	中・下田 1反 15歩	1,499	米1斗	林村 茂吉	田尻村庄大夫
明和4.3	上田 6畝18歩	1,089	米3石	田尻村茂作	〃 久左衛門
〃 5.1	下々田 5畝18歩	447.8	米4石	〃 仁左衛門	〃 甚右衛門
〃 9.3	下田 1反 19歩	1,169.9	米2石4斗	〃 八内	〃
安永4.12	下田 (不詳)	32	米3石2斗	〃 惣左衛門	〃 六左衛門
〃 9.3	上中下田 7畝3歩	1,000	米3石	林村 良助	〃 甚右衛門
天明3.3	下田 6畝24歩	748	米3石6斗	田尻村磯助	下村 甚兵衛
〃 3.3	中田 5畝18歩	840	米7石	〃	〃
〃 3.3	山林 1力所		米4石	〃	〃
〃 8.4	中・下田 2畝18歩	337.4	銀1貫020目	境村 与惣兵衛	田尻村庄助
寛政元.2	上田 3畝18歩	250	米4石と 銀220目	林村 左平次	〃
〃 2.4	山林 1力所		銀500目	田尻村長作	〃
〃 3.12	新下々田 18歩7リ5毛	50	銀85匁	〃 久五郎	〃
〃 4.3	下田 9畝21歩	1,067	米4石1升	林村 左平次	〃
〃 5.2	山林 1力所		銀200目	〃 善四郎	〃
〃 10.12	山林 1力所		銀133匁8分	〃 弥大夫女子おきん	〃
〃 11.12	下畠 1畝	80	銀300目	〃 善蔵	〃 勇次郎
〃 12.12	山林 1力所		米4石	〃 与助	〃 六左衛門
享和元.3	下田 4畝9歩	471	銀330目と 米1石3斗	田尻村甚左衛門	〃
〃 2.3	下田 8畝24歩	968	銀290目	〃 善七	〃
〃 3.12	下田 21歩	77	銀900目	〃 半之丞	〃
文化元.12	新下々田 2畝18歩	208	米7石	林村 圓作	〃
〃 2.4	上田 1畝18歩	264	米1石8斗	〃 六之丞	〃
〃 2.5	下々田 1反1畝15歩	919.8	銀810目	〃 定六	三河屋平兵衛
〃 3.5	新下々田 1畝15歩	120	銀700目	〃	才賀屋次助
〃 3.5	新下々田 5畝	400	銀1貫400目	〃	〃
〃 3.12	下田 2畝21歩	297	銀900目	田尻村林兵衛	田尻村六左衛門
〃 3.12	山林 1力所		銀290目	〃 嘉兵衛	〃
〃 4.5	山林 1力所		米9斗	田尻村半之丞	田尻村宅兵衛
〃 4.6	中田 4町 15歩	675	米1石6斗	林村 仙之右衛門	境村 善兵衛
〃 4.6	中田 4畝18歩	690	米2石6斗	〃	〃
〃 4.6	中・下田 1反7畝15歩	2,204.9	銀500目	田尻村善七	田尻村六左衛門
〃 4.7	(不詳)		銀500目	〃	〃
〃 5.12	山林 1力所		銀140目	林村 圓蔵	〃

年月	売渡地	此高(合)	代価	売主	宛名
文化6.2	上・中・下田 6畝 25歩	986	銀320目	田尻村甚兵衛	田尻村六左衛門
〃6.3	中田 9畝 3歩	1,365	銀330目	境村 善兵衛	〃
〃6.3	山林 1方所		米2石4斗	田尻村惣助	〃
〃6.3	〃		銀500目	林村 善蔵	〃
〃6.6	〃		銀200目	田尻村甚兵衛	〃 庄助
〃6.11	中田・下々畠 9畝 6歩	1,325	銀150目	林村 弥曾吉	〃 惣兵衛
〃6.12	山林 1方所		銀150目	〃	〃 六左衛門
〃6.12	〃		銀600目	〃	〃
〃6.12	下田 2畝 12歩	262	銀1貫200目 と米8斗	田尻村甚兵衛	〃
〃7.正	中田 9畝 3歩	1,365	銀700目	境村 善兵衛	〃 藤吉
〃7.正	新下々畠 9歩	12	銀1貫260目	林村 定六	〃 六左衛門
〃7.3	山林 2方所		銀230目と 米4斗	田尻村嘉平	〃
〃7.3	下々田 20歩	53.4	銀200目	〃 六之丞	〃
〃7.3	中田・下々畠 9畝 6歩	1,325	銀360目	林村 弥曾吉	〃
〃7.11	山林 1方所		銀100目	〃 善蔵	〃
〃8.3	下々田 3畝 6歩	256	銀420目	境村 善兵衛	雜賀屋次助
〃8.4	下田 5畝 13歩	600	銀100目	林村 専之右衛門	田尻村六左衛門
〃8.4	中・下田 1反3畝 27歩	1,097	米2石4斗	〃 八右衛門	林村 定六
〃9.正	山林 1方所		錢125匁	〃 善蔵	田尻村六左衛門
〃9.4	〃		銀100目	田尻村宅兵衛	〃
〃9.12	下田 14歩	52	銀400目	林村 六之丞	〃
〃10.2	下田 2畝 21歩	297	銀1貫200目	田尻村宅兵衛	〃
〃10.4	中田 8畝 6歩	1,230	錢180目	林村 定六	〃 久之右衛門
〃10.9	下々田 1反8畝 12歩	1,472	銀1貫650目 米4石838合	南部芝村古谷仙右衛門	田尻村六左衛門
〃10.12	中田 9畝 3歩	1,365	と錢310目	境村 善兵衛	〃
〃12.3	田 7畝	700	銀130目	林村 安兵衛	〃
〃13.正	山林 1方所		銀1貫400目	〃 圓作	林村兵右衛門
〃13.2	中田・下畠	786.5	銀700目	〃	(不詳)
〃13.3	上田	528.5	銀109匁	田尻村嘉平	田尻村六左衛門
〃13.7	山林 1方所		錢100目	〃 宅兵衛	〃
〃13.7	下々田	112	錢150目	〃	〃
〃13.12	山林 1方所		錢150目	田尻村新兵衛	田尻村六左衛門
〃14.12	山林 1方所		米3石2斗	林村 茂七	〃
〃14.12	藪田 1反1畝	700	米2石	〃 市蔵	〃
〃15.2	下田 2畝	220	(不詳) 1貫 350目	下村 米屋銀兵衛	〃
〃15.3	藪 1方所		錢40目	林村 善右衛門	〃
〃15.12	中田 1畝	140	米4斗	田尻村平兵衛	〃
文政元.12	山林 1方所		錢30目	林村 兵蔵	林村 善四郎
〃2.2	新下々田 9歩	15	銀50目	南部古谷仙右衛門	芋村 清兵衛
〃2.4	山林 1方所		銀50目	田尻村嘉平	田尻村六左衛門

年月	売渡地	此高(合)	代価	売主	宛名
文政2.11	田畠	729.2	銀550目	林村 宮蔵	田尻村六左衛門
〃3.3	山林 1カ所		銭55匁	〃 兵蔵	〃
〃5.5	下田 2畝	220	銀1貫280目	境村 勇次郎	〃
〃6.4	下畠 6畝24歩	544	銀440目	芋村 清兵衛	〃
〃6.7	山林 1カ所		米5斗	田尻村宇兵衛	〃 茂兵衛
〃8.2	下々田 12歩	31.6	銀200目	林村 長五郎	米屋藤右衛門
〃8.3	山林 1カ所		銀730目	〃 兵助後家	田尻村六左衛門
〃9.3	山林 1カ所		銭20目	鈴木半之右衛門	〃 茂平
〃9.3	田地 4カ所		銀4貫目	下村 与吉	井原谷五郎四郎
〃10.6	田地	744	銭450目	境村 徳兵衛	田尻村六左衛門
〃10.閏6	田 1畝	110	銭1貫750目	田尻村半之丞	〃
〃10.12	田畠	1,776	銭350目	境村 喜惣兵衛	干鰯屋金兵衛
〃11.3	中田 9畝6歩	1,334	銭100目	〃 六之丞	田尻村六左衛門
〃11.12	山林 1カ所		米10石8斗	田尻村磯五郎	芋村 清兵衛
〃13.2	山林 2カ所		銭895匁	田辺本町半蔵	〃 茂平
〃13.閏3	林 1カ所		銭600目	林村 常吉	下村 井原弥助
天保2.2	田畠 3反2畝12歩	3,650.9	銀9貫目	南部南道村六兵衛	田尻村六左衛門
〃2.6	田畠	362	銀2貫目	下村米屋彦四郎	〃 茂平
〃3.11	新下々畠 1畝		米2石4斗 (代銀168匁)	境村 金六	下村 四郎次郎
〃3.閏11	田 5畝21歩	855	銀450目	田尻村清吉	田尻村茂平
〃5.12	山林 1カ所		銀700目	芋村 清兵衛	片井茂平
〃6.3	新下々田 25歩	200	銀900目	境村 幸兵衛	田尻村六左衛門
〃7.3	山林 2カ所		銀130目	大坊 与吉	〃
〃7.7	山林 2カ所		銀410目	田尻村宅兵衛	〃
〃7.11	中田 5畝21歩	855	銭900目	〃 清吉	〃
〃7.12	田畠 4カ所		銀750目	境村 作兵衛	〃
〃7.12	新畠	92	銭800目	田辺 おらゐ	林村 八百七
〃7.12	山林 1カ所		銭120目	とんへり 伊兵衛	田尻村六左衛門
〃8.2	下々山田 6歩	10	銭(額不詳)	井原 市右衛門	芋村 源蔵
〃8.3	新田方	20	銭10目	田尻村和平	井原 市右衛門
〃8.4	上田 2畝9歩	338	銭30目	境村 捨之助	田尻村六左衛門
〃8.5	山林 1カ所		銭180目	境村大坊与吉	〃
〃8.6	中・下田 2反5畝29歩		銭2貫100目	田尻村半之丞娘おらゐ	〃
〃8.6	中・下田 2反6畝9歩		銭1貫650目	〃〃 よい	〃
〃8.7	中田 9畝24歩		銭280目	境村 善之丞	境村善右衛門後家
〃8.12	下田 8畝9歩	913.4	銭700目	田尻村新作	田尻村六左衛門
〃9.2	新下々田 2畝15歩	400	銀450目	田辺切目屋伝六	林村 九兵衛
〃9.3	中田 1畝2歩	160	銭1貫200目	田尻村林蔵	田尻村六左衛門
〃9.4	山林 1カ所		銭250目	西野々村五郎松	〃
〃9.4	山林 1カ所		銭1貫500目	林村 九右衛門	〃

年月	売渡地	此高(合)	代価	売主	宛名	
天保 9.6	中畠	1畝 24歩	135	銭 120目	境村 庄兵衛	田尻村六左衛門
〃 9.7	中田	1畝	150	銭 500目	林村 藤兵衛	〃
〃 9.秋	中田	9畝 24歩	1,421	銀 400目	境村 幸兵衛後家	〃
〃 9.12	新山田	1カ所	15	銀 550目	芋村 清兵衛	(芋村カ)茂兵衛
〃 9.12	新下々田	12歩	32	銀 900目	三河屋 平兵衛	林村 藤兵衛
〃 10.2	野口畠	4畝	100	銀 220目	林村 五平	田尻村平五郎
〃 10.3	下々田	2畝 18歩	112	銀 430目	田尻村宅兵衛	〃 六左衛門
〃 10.3	新畠	1カ所	10	銭 1貫 100目	大坊 捨松	〃
〃 10.3	山林	1カ所		為代銀銭 300目	田尻村宅兵衛	〃
〃 10.4	新下々畠	1畝 6歩	32	銀 1貫 250目	林村 藤兵衛	〃
〃 10.6	下々畠	21歩	28	銀(額不詳)	はや村 定之丞	はや田尻村六助
〃 11.12	中田	1反 9歩 3厘	1,134	銀 700目	林村 楠本 武膳	〃 片井六左衛門
〃 13.3	田	3カ所		銀 2貫 400目	〃 庄屋 九兵衛	林村 平七
〃 13.3	新畠	1カ所	5	銭 200目	大坊 松兵衛	片井六左衛門
〃 13.4	中畠	2畝 25歩 5厘	375	金 10両	林村 竹之助	田尻村夷三郎
〃 13.4	田畠			銀 798匁	芋村 佐太夫	〃 六左衛門
〃 13.11	田 2カ所 1反	18歩	1,037	銀 250目	井原 弥助	〃 伊八
〃 13.12	田		122.7	銀 2貫 200目	境村 地下中	境村 幸兵衛
〃 14.4	山林	1カ所		銀 1貫 700目	林村 政蔵	田尻村六左衛門
〃 15.12	新畠		92	銭 160目	〃 弥兵衛	〃 藤兵衛
弘化 2.6	下田 1反	9歩	1,133.6	銭 1貫 100目	〃 久七	〃 片井六左衛門
〃 2.12	山林 1カ所			銀 600目	境村 政蔵	〃
〃 4.正	畠 3カ所 1反 1畝 3歩		1,599.5	銭 550目	芋村 六兵衛	〃
〃 4.8	新下々山田	15歩	25	銭 500目	大坊 九兵衛	〃
〃 4.12	中田	2畝 24歩	420	銭 330目	林村 藤兵衛	〃 吉助
〃 5.2	下田	8畝 9歩	913.4	銭 1貫 100目	田尻村清吉	片井六左衛門
〃 5.2	新下々田	4歩 1厘 7毛	10	銭 800目	境村 長大夫	〃
嘉永 3.?	中田	7畝 27歩	1,130	銭 250目	芋村 源吉	(不詳)
〃 4.3	新下々田	2畝 18歩	208	銀 690.88匁	小野村 勘右衛門	林村原田九兵衛
〃 5.12	下々畠	9歩	12	銀 250目	江川 徳兵衛	紺屋町長七
〃 5.12	上田	3カ所		銀 4貫 400目	西野村 兵七	西野村新兵衛
〃 6.正	新下畠	1畝 2歩 62	87	銀 2貫 1目	田尻村彦吉	渋谷繁助・片井六左衛門
〃 6.正	中畠	24歩	100	銀(不詳)	下田松(カ)藤七郎	片井六左衛門
〃 6.3	畠・屋敷		565	銭 696.86匁	田尻村喜平	〃
〃 7.3	上田 1反	21歩	1,765	銀 400目	紺野町弥蔵	粉屋又七
〃 7.4	中田 1反	21歩	165	銭 1貫 50目	林村 太兵衛	片井六左衛門
〃 7.9	新下々田	2畝 5歩	110	銭 1貫 600目	西野村由兵衛	〃
安政 2.4	屋敷	28歩 5	132	銭 300目	林村 半七	田尻村藤兵衛
〃 5.4	野口田地	7畝	720	銭 500目	〃 新七	片井六左衛門
〃 6.2	下々畠	25歩	38.6	金 2両	境村 松兵衛	〃

年月	売渡地	此高(合)	代価	売主	宛名
安政6.5	下々田	2畝	160	銀550目	紺屋町幸兵衛
〃6.12	田畠		1,524.1	銀5貫50目	林村圓作
〃7.3	下畠	14步	36	銀60目	野口隆平
万延元.4	畠	7畝17步5	664.5	銀346.61匁	野口氏
〃元.4	畠	3畝半	393.75	銀202匁	〃
文久元.4	茶(畠)		30	銭250目	(不詳)
〃2.4	田地	3力所		銀4貫474匁 5分	堅田屋清七
〃2.6	下々田	12力所		銀12貫483 匁3分	〃
〃2.11	屋敷	1力所	56	銀200目	田川谷忠之助後家
〃2.11	下々田	4畝16歩7	364.5	銀991匁	〃伊平
〃2.11	新下田	1畝5歩73	131	銀550目	豊助後家
元治元.12	肉桂植込	2力所		銀11貫200目	西本庄村四郎兵衛
慶応2.3	下畠	3歩7	12.5	銀5貫目	中村利平
(不詳)	中畠	3歩	12.5	銀900目	境村利平
慶応2.8	山林	1力所		銀1貫100目	田川谷利吉
〃3.3	新下々山畠	2畝15歩	62.5	銀2貫900目	伊作田谷村弥助
典拠：田辺市史編纂室架蔵、片井家文書各売券。					

付表2 南紀芳養田尻村庄屋・片井家借用証文

年月	借用額	借主	宛名
天明8.4	米8石654合	田尻村惣百姓中	田尻村庄助
寛政7.12	米1石	〃庄兵衛	〃
〃7.12	銭100目	林村勇助	〃
〃10.12	銀500目	〃義助	〃六左衛門
〃11.12	銭160目	〃五大夫	〃
享和元.3	米1石3斗	田尻村金蔵	〃
〃元.4	銀33匁6分	〃藤右衛門	米屋三郎兵衛
〃2.7	銭100目	田尻村中	田尻村六左衛門
文化元.7	米6石	林村善蔵	〃
〃2.12	銭180目	田尻村嘉兵衛	林村割済御連中
〃2.12	銀160目	〃善七	田尻村六左衛門
〃3.12	米1石2斗	〃惣助	〃
〃4.6	銭200目	境村善兵衛	〃
〃4.12	銭600目	田尻村甚兵衛	〃
〃8.3	銀100目	〃宅兵衛	〃
〃8.3	銀50目	〃	〃
〃10.12	米1石2斗	林村茂七	〃
〃11.3	銀50目	田尻村平兵衛	〃
〃11.12	銀200目	楠木越後正	〃
〃12.2	米1石2升	境村圓八	徳八郎

年月	借用額	借主	宛名
文化13.12	米1石2斗	林村 茂七	田尻村六左衛門
〃 13.12	銭 180 目	〃 幾七	〃
〃 15.2	米 4 斗	田尻村惣助	〃
〃 15.3	銭 200 目	林村 圓作	〃
文政元.12	銭 60 目	田尻村林兵衛	〃 茂平
〃 元.12	銭 50 目	林村 弥曾吉	林村 金兵衛
〃 元.12	銭 150 目	〃 善四郎	田尻村六左衛門
〃 6.12	銭 100 目	境村 磯八	〃
〃 9.2	銭 60 目	〃 六之丞	〃
〃 11.4	銭 60 目	田尻村圓兵衛	〃 茂平
〃 13.12	銭 70 目	芋村 次平	〃 彦吉
天保 3.12	銭 50 目	かたえ村 茂平	庄屋 清兵衛
〃 5.2	銀 200 目	中村 半吾	林久助・花屋弥吉
〃 5.3	金 2 両	林村 常吉	田尻村六左衛門
〃 5.12	銭 50 目	林村 忠之助	田尻村六左衛門
〃 5.12	銭 300 目	芋村 佐大夫	〃 茂兵衛
〃 6.3	米 3 石	境村 幸吉	〃 六左衛門
〃 6.11	8 石 333 合	林村庄屋八四郎	〃 六助
〃 6.12	米 4 石 9 斗	林村 若大夫	〃 六左衛門
〃 6.12	銭 700 目	境村 幸兵衛	堅江 茂兵衛
〃 6.12	銭 120 目	〃 圓兵衛	田尻村六左衛門
〃 6.12	銭 50 目と米 816 合	林村 久七	〃
〃 7.3	銭 100 目	芋村 善作	〃
〃 7.6	銀 500 目	境村 武右衛門	上村屋茂兵衛取次
〃 7.12	銀 200 目	西野村徳松	上村屋茂兵衛
〃 7.12	銀 1 貫目と金 5 両	(村不詳)庄屋太七	田尻村六左衛門
〃 8.3	銭 200 目	西野村五郎蔵	〃
〃 8.4	銭 300 目	境村 平七	〃
〃 8.5	銭 600 目	熊岡村(カ)源大夫	〃 茂兵衛
〃 8.7	銭 100 目	下村 与吉	片井 茂兵衛
〃 8.11	銭 300 目	境村大坊与吉	〃 六左衛門
〃 8.12	銀 4 貫目	三河屋源吾	〃
〃 8.12	銭 1 貫目(此米 10 石)	境村 武右衛門	〃
〃 9.2	銭 250 目	〃 □兵衛	井原 甚兵衛
〃 9.5	銭 70 目	〃 玄平	田尻村六左衛門
〃 9.6	金 5 両と銭 50 目	〃 武右衛門	〃
〃 9.10	金 5 両	樽屋 善吉	渋谷繁助・庄屋六左衛門
〃 9.12	銀 230 目	林村 久七	林村 九右衛門
〃 10.6	銭 300 目	芋村 圓兵衛	田尻村六左衛門
〃 12.閏正	銭 600 目	境村 武右衛門	〃

年月	借用額	借主	宛名
天保12.12	銭1貫500目	平野村庄屋渋谷繁助	田尻村六左衛門
〃13.8	金10両(代64匁7分替)	西山村銀之丞	〃

典拠：田辺市史編纂室架蔵、片井家文書各借用証文。

付表3 中辺路・能城家借用証文

年月	借用額	質物	期間	借主	証文宛先
文化2.11	米4石	後藤替株半株家財	1年	沢村 三二郎	いつみや 喜七
〃2.12	米2石	新田1反	1年	〃 源七	とんだや 善六
〃2.12	米1石5斗	不詳	1年	〃 総代組頭	富田屋善六
〃3.11	銀140目	中田8畝	2年	〃 源六	いつみや 喜七
〃14.12	銀100目	田	7カ月	沢村 専藏	小野村善右衛門
文政2.閏4	金1両1歩	中田5畝	7カ月	熊ノ川村 善蔵	熊ノ川村 十太夫
天保3.11	米1石8斗(9人分)	下田5畝	9年	沢村 伴二郎	割済御連中
〃3.11	米1石6斗(8人分)	下田5畝	8年	〃 用吉	〃
〃5.3	銀100目	不詳	9カ月	〃 善三郎	熊野川村 和兵衛
〃5.11	米4石7斗4升(12人分)	下田5畝	12年	内井川村 岩蔵	割済御連中
〃6.11	米3石9斗6升(11人分)	中田5畝	11年	〃 吉之助	〃
〃6.11	銭182匁(13人分)	中田5畝	13年	〃 長之助	〃
〃6.12	銀438匁2分	田2反3畝	1年	〃 釜太郎	内井川村 彦吉
〃6.11	米2石(10人分)	中田5畝	10年	〃 金三郎	割済御連中
〃6.11	米2石2斗(11人分)	中田5畝	11年	〃 文二郎	〃
〃6.12	米1石	田5畝	1年	〃 梅吉	内井川村 吉之助
〃7.3	銭404匁8分(11人分)	田13畝	11年	〃 伝五郎	割済御連中
〃8.10	米2石8斗(10人分)	中田9畝	10年	〃 幸作	御連中
〃8.11	米1石6斗1升(7人分)	田5畝	7年	〃 為之助	割済御連中
〃8.11	米1石8斗(9人分)	中田4畝	9年	〃 喜代松	〃
〃8.11	米2石(10人分)	中田5畝	10年	〃 文二郎	〃
〃8.12	米2石6斗(10人分)	田7畝	不詳	〃 吉三郎	〃
〃8.12	銭156匁(12人分)	中田5畝	不詳	〃 四之助	御連中
〃8.12	銭400目	田2畝	1年	〃 仙松	内井川村 春松
〃9.4	金2両2歩2朱	下田5畝	8カ月	〃 長之助	内井川村 春松
〃9.11	銀(不詳)但金10両1分	中田2反	1年	〃 由之助	備中屋六左衛門
〃9.12	金4両		3カ月	〃 源四郎	温川村 文平
〃10.正	金1両	畠3畝	1年	〃 次郎蔵	内井川村 岩蔵
〃10.11	銭110目(10人分)	田畠6畝	11年	〃 弁六	御連中
〃10.11	米1石3斗6升(8人分)	中田5畝	8年	〃 仙松	割済御連中

年月	借用額	質物	期間	借主	証文宛先
天保10.11	銭150目		13カ月	内井川村	四之助 内井川村 兼蔵
〃 10.11	米1石6斗(8人分)	中田2畝	8年	弁六	割済御連中
〃 10.11	銭182匁(13人分)	田8畝	13年	兼二郎	〃
〃 11.10	銭105匁(7人分)	下田4畝	7年	三兵衛	割済御連中
〃 11.11	米1石8升(6人分)	田畠8畝	6年	善四郎	〃
〃 11.11	米1石2斗(6人分)	田4畝	6年	四郎兵衛	〃
〃 12.2	銭340目(17人分)	中田8畝	17年	文次郎	〃
〃 12.11	米1石1斗2升(7人分)	田3畝	7年	富蔵	〃
〃 12.11	米2石1斗6升(6人分)	田1反	6年	仙松	〃
〃 12.11	銭272匁(16人分)	下田6畝	16年	治助	〃
〃 13.11	銭247匁5分(15人分)	下田8畝	15年	岩蔵	〃
〃 13.11	銭112匁(7人分)	下田4畝	7年	吉三郎	〃
〃 13.11	米2石1斗6升(6人分)	下田5畝	6年	四之助	〃
〃 14.3	銭480目(30人分)	下田1反2畝	15年	岩蔵	〃
〃 14.11	銭345匁(23人分)	田畠5畝半	不詳	兼蔵	長之助他23人
〃 14.11	銭280目(14人分)	下田5畝	14年	富蔵	割済御連中
〃 14.11	銭238匁(14人分)	田4畝	14年	吉之助	〃
〃 15.正	銭595匁(17人分)	下田1反	17年	弁二郎	〃
〃 15.7	銭330目(22人分)	田5畝	11年	梅三郎	〃
〃 15.11	銭247匁(13人分)	田3畝・山林	13年	平三郎	〃
〃 15.11	米1石5斗2升(4人分)	下田5畝	4年	六兵衛	〃
〃 15.12	銭273匁(13人分)	下田5畝	10年半	岩蔵	〃
弘化2.11	銭420目(14人分)	下田8畝	14年	岩蔵	〃
〃 2.11	銭68匁(4人分)	下田2畝	4年	兼二郎	〃
〃 2.11	銭204匁(12人分)	下田4畝	12年	弁吉	〃
〃 2.11	銭247匁(19人分)	中田6畝	9年半	吉蔵	〃
〃 3.7	銭216匁(18人分)	下田6畝	18年	長之助	〃
〃 3.11	金7両2分(15人分)	田畠2反	15年	富蔵	〃
〃 3.11	銭209匁(11人分)	下田5畝	11年	兼二郎	〃
〃 3.11	銭416匁(13人分)	下田8畝	13年	兼二郎	〃
〃 3.11	銭187匁(17人分)	下田7畝	8年半	栄二郎	〃
〃 3.11	銭51匁(3人分)	田2畝	3年	十兵衛	〃
〃 3.11	銭(額不詳)(11人分)	下田6畝	11年	房吉	〃
〃 4.3	銭176匁(16人分)	下田4畝	8年	善四郎	〃
〃 4.11	銭170目(10人分)	下田8畝	10年	六之助	〃
〃 4.11	銭594匁(18人分)	中田1反	18年	文二郎	〃
〃 4.11	銭150目(15人分)	下田5畝	15年	為二郎	〃
〃 4.11	銭360目(12人分)	下田3畝	12年	幸三郎	〃
嘉永元.3	銭140目(14人分)	下田4畝半	7年	留八郎	〃
〃 元.11	金9両2歩(19人分)	田1反3畝	19年	由三郎	〃

年月	借用額	質物	期間	借主	証文宛先
嘉永元.11	金9両2歩(19人分)	田1反3畝	19年	内井川村 留八郎	割済御連中
〃元.11	銭348匁(12人分)	下田7畝	12年	〃 嘉吉	〃
〃元.11	銭221匁(17人分)	不詳	17年	〃 吉之助	〃
〃元.11	銭104匁(13人分)	下田2畝半	6年半	〃 長二郎	〃
〃2.11	金2両2朱	田6畝	1年	〃 平四郎	元吉
〃2.11	銭121匁(11人分)	畠6畝	5年半	〃 四之助	割済御連中
〃4.12	銭400目(16人前)	中田8畝	16年	〃 善四郎	〃
〃4.12	金9両(18人分)	中田1反3畝	18年	〃 伝五郎	〃
〃4.12	銭280目(10人分)	下田5畝	10年	〃 仙四郎	〃
〃4.12	銭85匁(10人分)	下田3畝	10年	〃 用蔵	〃
〃5.3	銭77匁(9人分)	下田3畝	4年半	〃 三蔵	〃
〃7.正	銭160目(16人分)	田4畝	8年	〃 甚吉	〃
〃7.7	銭127匁5分(15人分)	田3畝	7年半	〃 兼二郎	村御連中
安政2.11	銭230目	中田6畝	10年	〃 敏二郎	割御連中
〃3.7	銭88匁	中田2畝	5年半	〃 兼二郎	割済御連中
〃3.11	銭287匁	「半巾」1反3畝	14年	〃 友吉	〃
〃3.11	銭90目	(不詳)7畝	6年	〃 友吉	〃
〃3.11	銭164匁5分	中田1反	7年	〃 か吉	〃
〃3.11	銭65匁	下田5畝	2年半	〃 友蔵	〃
〃3.11	銭198匁	下田有巾5畝	9年	〃 兼二郎	〃
〃3.11	銭450目	下田有巾1反	15年	〃 留八郎	〃
〃4.正	銭65匁	中田2畝	5年	〃 吉三郎	〃
〃4.11	銭378匁	新田青田6畝	14年	〃 兼蔵	〃
〃4.11	銭72匁	中田2畝	4年半	〃 仙松	〃
〃4.11	銭176匁	中田5畝	8年	〃 仙松	〃
〃4.11	銭260目	下田1反	13年	〃 十平	
〃5.正	銭72匁	下田2畝	4年半	〃 勘二郎	御連中
〃6.11	銭384匁	下田5畝	12年	〃 長之助	御連中
万延元.3	銭380目	下田1反	19年	沢村 永蔵	割済御連中
文久2.正	銭800目	下田2反	3年	佐右衛門	小野村善次郎
〃2.2	銀798匁78	下田2反	10カ月	佐右衛門	〃
〃3.11	銭420目	中田9畝	21年	岩蔵	榮蔵親 割済御連中
〃3.11	米(不詳)	不詳	満会迄	甚兵衛他	小寺親 割済御連中
元治元.11	銭240目	中田6畝	8年	〃 甚兵衛	割済御連中
〃元.11	銭660目	中田6畝	23年	岩蔵	〃
慶応2.11	銭320目	中田5畝	16年	彦蔵	〃
〃2.11	銭609匁	新田5畝	21年	佐右衛門	〃
明治元.閏4	金1両1分	中田5畝	7カ月	不詳	熊ノ川村 十大夫他

出典：『中辺路町誌』史料(1992), 530-663頁。